

## 両替機専用カード取扱規定

### 1. (両替機専用カードの発行)

両替機専用カード（以下、「専用カード」といいます。）は、当金庫がご利用者に貸与するものです。

### 2. (利用範囲)

- (1) 当金庫が発行した専用カードは、発行店の両替機のみ利用とさせていただきます。
- (2) 両替機で両替できない金種ならびに機械の故障等により両替機が利用できない場合は、専用カードを窓口へ提示のうえ両替をお申し出てください。  
この場合以外の窓口両替は、別途定められた両替手数料をお支払いください。

### 3. (両替機の操作)

- (1) 両替機に専用カードを挿入し、現金を投入のうえ操作してください。
- (2) 一回当りの両替は、当金庫発行店が定めた範囲内とします。

### 4. (契約期間)

当初の契約期間は、契約日より1年間とし、利用者または当金庫からの解約の申出がない限り、この契約期間は1年継続されるものとします。  
継続後も同様の取扱をいたします。

### 5. (利用料)

専用カード利用料は、別に定める手数料の料率により月間利用料（毎月1日～末日まで）を前払いするものとし、当金庫所定の日（毎月17日——休業日の場合は翌営業日）に口座振替依頼書に基づく指定口座から自動引落しいたします。  
また、毎月の利用料口座引落に対する領収書の発行はいたしません。  
なお、当初契約時の利用料は、契約日の属する月を1ヶ月として、その月および翌月分を月間利用料（2ヵ月分）としてお支払いください。

### 6. (紛失・毀損)

- (1) 専用カードを紛失あるいは毀損した場合は、直ちにその旨を当金庫所定の方法によりお届けください。
- (2) 専用カードの再発行に際しては、当金庫所定の手数料を支払ってください。

### 7. (譲渡、転貸の禁止)

専用カードは、他人に譲渡あるいは転貸することはできません。

### 8. (解約等)

- (1) 両替機のご利用を解約する場合は、「両替機専用カード解約届」を提出し、専用カードは返却してください。
- (2) 翌月分の利用手数料が振替口座から引落しされている場合の解約は、翌月の利用手数料は返却いたします。
- (3) 専用カード利用料の未納、専用カードの不正使用、改ざん等、当金庫が専用カードの利用が不相当と認めた場合は、その利用をお断りすることがあります。  
この場合は、当金庫から請求があり次第、直ちに専用カードを返却してください。

### 9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上